

**改正**

昭和三三年一〇月一四日三重県規則第七二号  
昭和三五年四月一五日三重県規則第三五号  
昭和三五年七月三〇日三重県規則第六二号  
昭和四四年四月二五日三重県規則第三二号  
昭和五五年三月二八日三重県規則第一〇号  
昭和五八年一二月二八日三重県規則第五〇号  
昭和六一年四月一日三重県規則第二四号  
平成二年一〇月二六日三重県規則第五〇号  
平成七年七月二八日三重県規則第五五号  
平成八年一二月一三日三重県規則第六七号  
平成一〇年三月二七日三重県規則第一九号  
平成一一年三月一九日三重県規則第二八号  
平成一一年一二月三日三重県規則第一一五号  
平成一二年三月三十一日三重県規則第三八号  
平成一二年六月三〇日三重県規則第七三号  
平成一三年一月五日三重県規則第五号  
平成一三年一〇月一九日三重県規則第八四号  
平成一三年一二月二五日三重県規則第九二号  
平成一五年三月一四日三重県規則第一二号  
平成一七年三月七日三重県規則第九号  
平成二一年三月一三日三重県規則第八号  
平成二四年七月九日三重県規則第四一号  
平成二八年三月一八日三重県規則第一六号  
令和二年一二月一五日三重県規則第八三号

美容師法施行細則を次のように定める。

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）、美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号。以下「施行規則」という。）及び美容師等の衛生上必要な措置に関する条例（平成十二年三重県条例第十号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

**第二条から第五条まで** 削除

**第六条** 削除

**第七条から第十八条まで** 削除

（開設届）

**第十九条** 施行規則第十九条の規定による美容所開設届は、第二十号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

- 一 美容師につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第十九条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
  - 二 管理美容師を置く場合にあっては、当該管理美容師が法第十二条の三第二項の規定に該当することを証する書類
  - 三 開設者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 2 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が前項の届出を提出するに当たっては、施行規則第十九条第一項第三号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。
- 3 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出を提出するに当たっては、施行規則第十九条第一項第六号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第一号に掲げる診断書の添付を、施行規則第十九条第一項第三号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 4 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者で、第二項又は前項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第二十号様式に添えて、提出しなければならない。

（確認証の交付）

**第十九条の二** 保健所長は、法第十二条の規定により確認したときは、第二十一号様式による確認証を開設者に交付しなければならない。

(変更届又は廃止届)

**第二十条** 施行規則第二十条の規定による美容所の届出事項変更届は、第二十二号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

- 一 美容所の構造及び設備を変更した場合にあっては、変更前及び変更後の平面図
- 二 管理美容師の設置又は変更をする場合にあっては、新たに管理美容師になる者が法第十二条の三第二項の規定に該当することを証する書類
- 三 施行規則第十九条第一項第六号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第十九条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

2 法第十一条第二項の規定による廃止届は、第二十三号様式によるものとし、確認証（第二十一号様式）を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(相続の場合の承継の届出)

**第二十条の二** 施行規則第二十一条の規定による承継届出書は、第二十三号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

- 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(合併の場合の承継の届出)

**第二十条の三** 施行規則第二十二条の規定による承継届出書は、第二十三号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(分割の場合の承継の届出)

**第二十条の四** 施行規則第二十二条の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の四によるものとし、分割により美容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(出張業務の承認)

**第二十一条** 条例第二条第二号の承認を受け、美容所以外の場所で業務を行おうとする者は、出張業務承認申請書（第二十四号様式）を出張業務地を管轄する保健所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 保健所長は、前項の規定により承認したときは、出張業務承認書（第二十五号様式）を交付するものとする。

（作業場の床面積）

**第二十二条** 条例第四条第四号に規定する作業及び衛生保持に支障のない程度の十分な広さとは、作業場の床面積が、九平方メートル以上とし、作業場に設置するセット椅子が四脚以上となる場合は、三脚を超える一脚につき一・五平方メートルを加算して得た面積以上とする。

（移動美容所について講ずるべき措置）

**第二十三条** 自動車に設備等を設けて美容の業を行う美容所においては、条例第四条各号に定めるもののほか、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 作業場の床は、支柱その他の設備により作業中は水平に固定すること。
- 二 衛生保持に支障のない量の飲用に適する水を供給できる貯水タンクを設置すること。
- 三 貯水タンクの容量を上回る排水タンクを設置すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則施行の際現に従前の規定により美容所を開設している者に対する第二十四条第一号の規定については、昭和三十四年七月一日から適用する。

2 この規則施行の際現に従前の規定による届出済証の交付を受けて美容所を開設している者に対する法第十一条第二項の届出については、第二十一条第一項及び第二項の規定による第二十二号様式及び第二十三号様式中「確認証番号」を「届出済証番号」に、「確認年月日」を「届出済年月日」に読み替えるものとする。

附 則（昭和三十三年十月十四日三重県規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年四月十五日三重県規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年七月三十日三重県規則第六十二号）

1 この規則は、昭和三十五年八月一日から施行する。

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて交付されている証票、許可証等は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付された証票、許可証等とみなす。
- 3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則施行前にこの規則による改正前の規則に基づいて調整した簿冊及び用紙等は、この規則施行後においても、当分の間使用することができる。

**附 則**（昭和四十四年四月二十五日三重県規則第三十二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定により届け出た書類は、この規則による改正後の規則の規定により届け出た書類とみなす。

**附 則**（昭和五十五年三月二十八日三重県規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五十八年十二月二十八日三重県規則第五十号）

この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

**附 則**（昭和六十一年四月一日三重県規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二年十月二十六日三重県規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成七年七月二十八日三重県規則第五十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の美容師法施行細則の規定に基づいて交付されている確認証又は承認書は、改正後の美容師法施行細則の規定に基づいて交付された確認証又は承認書とみなす。

**附 則**（平成八年十二月十三日三重県規則第六十七号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

**附 則**（平成十年三月二十七日三重県規則第十九号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十一年三月十九日三重県規則第二十八号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十二年三月三十一日三重県規則第三十八号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の美容師法施行細則の規定によりされた手続その他の行為は、この規則による改正後の美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成十二年六月三十日三重県規則第七十三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成十二年四月一日からこの規則の施行の日までの間に作業場を使用する権利を取得した者が確保すべき作業場の床面積については、なお従前の例による。

**附 則**（平成十三年一月五日三重県規則第五号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成十三年十月十九日三重県規則第八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十三年十二月二十五日三重県規則第九十二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十五年三月十四日三重県規則第十二号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十一年三月十三日三重県規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十四年七月九日三重県規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十八年三月十八日三重県規則第十六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（令和二年十二月十五日三重県規則第八十三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の美容師法等の施行に必要な手続に関する規則（次項において「旧規則」という。）第十九条第二項の規定に基づいて交付されている確認証は、この規則による改正後の美容師法等の施行に必要な手続に関する規則第十九条の二の規定に基づいて交付された確認証とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式から第4号様式まで 削除

第5号様式 削除

第6号様式から第19号様式まで 削除

第20号様式 (第19条関係)



美 容 所 開 設 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者

住 所（法人にあつては所在地）

（郵便番号）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話 — —

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

美 容 所	名 称			電話	—	—
	所 在 地	〒				
管理美容師	住 所	〒				
	氏 名					
美 容 師 そ の 他 の 従 事 者	氏 名	美容師・実習生・その他	免 許 証 番 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
美容所の構造及び設備の概要		別表のとおり				
開 設 予 定 日		年 月 日	※ 確認調査 予定日時	月 日 時		
重 複 開 設 の 理 容 所	名 称					
	開設予定日					
証 紙 貼 付 け 欄					保健所受付印	

注 1 この開設届には、次の書類を添付すること。

(1) 開設者が外国人の場合には、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(2) 管理美容師については、管理美容師としての資格を有することを証する書類を提示し、その写しを添付すること。

(3) 美容師については、結核、皮膚疾患その他施行規則第19条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

2 この開設届の欄に記載することができないものは、別紙を作成して記載すること。

3 「重複開設の理容所」欄について、現に理容所が開設されている場合は当該理容所の名称を、理容師法第11条第1項の届出がされている場合は当該理容所の開設予定日を、各記入欄へ記入すること。

4 ※欄は記入しないこと。

(別表)

美容所の構造及び設備の概要				
面積	m <sup>2</sup>	天井の高さ	m	
床面の材質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他( )			
腰板の材質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他( )			
洗場床面材質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他( )			
採光・照明 及び換気	窓面積	m <sup>2</sup>	換気装置 有( 個) 無	
	蛍光灯	W	本	W 本
	電球	W	個	W 個
セット椅子	脚	シャンプー 椅子	脚	
消毒設備	紫外線消毒器・蒸気消毒器・薬液消毒器・その他( )			
附帯設備	消毒済器具等保管設備	箇所	未消毒器具等保管設備	箇所
	蓋付きの汚物箱	個	蓋付きの毛髪箱	個
洗場、鏡、ドライヤー、セット椅子及び美容器具等の保管設備の位置並びに面積を示した図面(実測をメートル単位で記入すること。)				

確認番号

確 認 証

美容所の名称

美容所の所在地

開設者の氏名

（法人にあつては名称）

年 月 日付で届出のあつた美容所は、美容師法第13条に規定する措置を講ずるのに適していることを確認します。

年 月 日

三重県 保健所長

印

美容所開設届出事項変更届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出事項を変更したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

美容所	名 称			
	所在地			
確認証番号	第 号	確認年月日	年 月 日	
届出事項	変更前			
	変更後			
変更年月日	年 月 日			

添付書類

- 1 美容所の構造及び設備を変更した場合には、変更前及び変更後の平面図（実測をメートル単位で記入すること。）
- 2 管理美容師の設置又は変更に係るものにあつては、新たに管理美容師となる者が管理美容師としての資格を有することを証する書類を提示し、その写しを添付すること。
- 3 施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第19条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

美 容 所 廃 止 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

美 容 所	名 称	
	所 在 地	
確 認 証 番 号	第	号
確 認 年 月 日	年	月 日
廃 止 年 月 日	年	月 日
廃 止 の 理 由		

添付書類

確認証

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

美容所の開設者の地位を相続により承継しましたから、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

美容所開設者合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

美容所の開設者の地位を合併により承継しましたから、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

美容所開設者分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者の氏名

美容所の開設者の地位を分割により承継しましたから、理容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 分割した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

分割により美容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書



美容師出張業務承認申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

住 所

氏 名

電話 — —

出張業務を行いたいので、美容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条第2号の規定により申請します。

本籍地（都道府県名）	
免 許 証 番 号	第 号
免 許 年 月 日	年 月 日
出 張 業 務 地	
出 張 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
携 帯 品 目 及 び 数 量	

出張業務承認書

住所

美容師名

様

年 月 日付けで申請のあつた出張業務については、次のとおり承認します。

年 月 日

三重県 保健所長

印

1 出張業務地

2 出張期間 年 月 日から

年 月 日まで